

四万十町教育委員会会議録（平成29年4月定例会）

1. 日 時 平成29年4月11日（火）9：00～11：22

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司
教育委員	大村和志 中屋建八 岡林雅子
教育長	川上哲男
事務局	教育次長 熊谷敏郎 生涯学習課 課長 林瑞穂 副課長 西田尚子 学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東孝典 教育対策監 青木和香 教育研究所 所長 岡澄子

4. 傍聴者

1名

5. 日 程

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 (大村和志委員)
- (4) 議題
 - ①承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）
 - ②承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）
 - ③承認第3号 専決処分の承認について（保育所等職員の人事異動）
 - ④承認第4号 専決処分の承認について（社会教育委員の委嘱）
 - ⑤議案第1号 校長職務代理者の発令内申について
 - ⑥議案第2号 四万十町文化複合施設検討委員会設置要綱について
- (5) 協議事項

(6) 報告事項

- ①「筆育もんちゃんえんぴつ」の寄贈について
- ②子ども・子育て会議委員について
- ③四万十町少年補導センター少年補導員について
- ④スクールガード・リーダーについて
- ⑤生徒指導上の諸問題・児童虐待に関する調査について

(7) その他

- ①教育委員会関係職員名簿・事務分担表
- ②保育所でミルクを付けないようにしてほしい要望について

6. 議 事

委員長： それでは、議題に入りたいと思いますが、傍聴の方がおいでになりますので、若干順番を変更しながら進めていきたいと思います。議題の1番は後にしまして、②承認第2号に入りたいと思います。

承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）です。説明をお願いします。

（事務局より、（専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）について、説明する。）

委員長： 専決ではありますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

委員： 影野小学校学校運営協議会委員名簿の中に識見を有する者で松本紀代子さんの名前が挙がってますけど、この方はひかり保育所の所長でしたが、この3月で退職されます。29年4月1日から30年の1年間でしたら、新しいひかり保育所長の方が意見が反映されやすいんじゃないかなとは思いますが、どうでしょうか。

事務局： 3月30日付けの学校運営協議会の形で、校長先生から推薦をいただいておりますので、その時点ではひかり保育所の所属で、識見を有する者ということで退職しておりますが、委嘱をしております。

委員長： ひかり保育所長のあて職ということではないですか。

事務局： あて職ではないです。

委員： 去年の学校運営協議会のメンバーによるコミュニティースクールの成果、任期が1年ということは、今年はこういう成果があったと、文科省等が設定しているコミュニティースクールの目的に対してどの位の達成度があったかということを軸に、米奥及び影野小学校のコミュニティースクールの成果というものが上がってきた上でないと、これで再任承認ということには、本来ならないはずです。そのところを評価しながら、成果があったので、新しい年もよろしくお願いしますという形で進んでいくのが、この方たちのご苦労に対しても、必要だと思うので来年度からお願いしたい。

事務局： 本来であれば、3月中に、実績や取組をある程度、報告もさせていただいて、その上で委員さんを選び、承認を得た上で委嘱するのが望ましい訳でありますので、来年についてはそういう手続きを踏みたいと思います。今回は専決になって申し訳ありません。平成30年度の委員さんについては専決ではない方法で手続き取りたいと思います。

委員長： よろしいでしょうか。それでは、お諮りをします。承認第2号専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）は承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）は承認をされました。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認について（保育所等職員の人事異動）です。説明をお願いします。

（事務局より、承認第3号 専決処分の承認について（保育所等職員の人事異動）、説明する。）

- 委員長：この件についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。何かありませんか。
それでは、お諮りをします。承認第3号 専決処分の承認について（保育所等職員の人事異動）は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員：はい。
- 委員長：承認第3号専決処分の承認について（保育所等職員の人事異動）は、承認されました。
- 続きまして、承認第4号 専決処分の承認について（社会教育委員の委嘱）です。説明をお願いします。

（事務局より、承認第4号 専決処分の承認について（社会教育委員の委嘱）について、説明する。）

- 委員長：この件についてご意見はありますか。
- ありませんか。それでは、お諮りをします。承認第4号 専決処分の承認について（社会教育委員の委嘱）の件は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員：はい。
- 委員長：承認第4号 専決処分の承認について（社会教育委員の委嘱）は、承認されました。
- 続きまして、議案第1号を飛ばします。議案第2号 四十万町文化複合施設検討委員会設置要綱についてを議題とします。説明をお願いします。

（事務局より、議案第2号 四十万町文化複合施設検討委員会設置要綱について、説明する。）

- 委員長：小休にいたします。

（小休中）

- 委員長：小休を解きまして正常に戻します。
この件につきましてご意見をお伺いしたいと思います。
- 委員：これは近い将来、新しい複合施設を建設したいという思いが向こう側にあると読み解いているのですが、それで間違いないですね。
- 教育長：文化的施設をもって、まちづくりに生かしていくというところ、それと、現在の図書館、美術館、そういった施設の見直しというところも含めて、委員が言わされたところです。
- 委員：近い将来、そういうものを建設していくことになると、非常に大きなお金が動いていくということになります。失敗が許されない事業になっております。それを検討していく委員会になるので非常に重いところだと思います。その時に、この13の項目は、各々の立場はそれぞれこういう方が必要であるというところは異論はないのですが、何名以内というところはしっかり検討すべきと思います。あて職はあて職で必要だと思いますが、9番の学識経験者が重要だと思います。ここの人人が日本中、世界中の文化的施設に対して非常に詳しい方が必要だと思います。ここが1名以内というところが非常に不安な気がします。

もちろん見た目も大事ですが、運営形態など、このメンバーだけで足りるのかということについては、よく検討しなければいけないと思います。

教育長：それで現在、1名で、決して構わないとか、いけないとかということはありますんで、ご意見をいただいて、この設置要綱を定めたいということで考えています。

委員長：他の委員の方、どうでしょうか。

委員：非常に重要で失敗が許されないということですので、このプロジェクトにお金を突っ込むときに、失敗しないためにはこの委員にお金を割かないといけないという側面は出てくると思います。

教育長：先程の視察費用について組んでいく必要があるのではないかという問い合わせがあった訳ですが、この件については四国内程度、日帰りができるところの視察費用を組んでおります。

委員長：他にご意見はございませんでしょうか。

委員：限られている予算から発想すると四国内程度という結論が出る訳ですよね。四国内に見るべき図書館があるならあるで、そこを設定して四国内程度という設定をしてますという切り口も必要なんですね。なければ、四国内程度の予算では駄目な訳ですので、四国内程度の予算以上獲得しようと、四国内ではなかなか見るべきところがないので、外側に行かなければいけない。色々なところを知った上で、この町としては何が身の丈なのか、この町に合ったものは何なのか、潜在的ニーズは何なのか、要するに、町民も気付いてないニーズということを考えないと、町民が求めているニーズだけだと、この地域しか知らない人たちのニーズだけでは、それだけの達成しかあり得ないわけです。

それ以上のものを、この複合施設を建てるこによって喚起しなければいけない訳なので、他も色々知った上で、潜在的ニーズというのに目を向けないと成功は、ないと思います。

事務局：予算の枠でいくとやはり四国内程度となります、今後、この委員会を進めていく上で当然、研修も必要であれば補正ということも考えなければなりません。

委員長：その他には。

委員：この文化施設は、例えば、多分、旧窪川町にできると思います。そうすると、十和・大正の人たち、特に子どもたちにこの文化施設の恩恵が及ばないようなことがないように、運営はきちんとやっていただきたい。

事務局：委員会の中で、もんでいただいて、事務局は教育委員会が持っているので、投げ掛けをして、意見を出してもらいたいと思っています。

委員：それも含めて学識経験者というのが重要だと思います。建物がどうかではなくて、その建物がある四万十町全体の動きまで、グランドデザインが描けるような、そういう視点のある学識経験者というのが必要だと思います。例えば、JRの図書館列車とか、要するにJRとも交渉しながら、それを中心に交通網や、文化的な人の流れというのをどういうふうにしていくのかとか、そういう視点を持った人がこの中には必要だということです。

事務局：高校の校長先生とか、保育所の所長さんの代表とか、それから学識経験者は1名では足りないのではないかというご意見もいただきましたので、そういう点含めもう一回検討させていただきたいと思います。

委員長：委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、今、協議された事柄を踏まえまして設置要綱のほうをまたよろしくお願

いしたいと思います。

それでは、次へ進みたいと思います。協議事項はありませんね。

報告事項に入ります。1番「筆育もんちゃんえんぴつ」の寄贈についてです。

(事務局より、報告事項①「筆育もんちゃんえんぴつ」の寄贈について、説明する。)

委員長：鉛筆の寄贈ということでございます。よろしいでしょうか。

次へ進みます。報告事項② 子ども・子育て会議の委員についてです。

(事務局より、報告事項② 子ども・子育て会議委員について、説明する。)

委員長：その他にはありませんか。

それでは、次へ進みます。報告事項③ 四万十町少年補導センターの少年補導員についてです。

(事務局より、報告事項③ 四万十町少年補導センターの少年補導員について、説明する。)

委員長：この件についてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次へ報告事項④ スクールガード・リーダーについてです。

(事務局より、報告事項④ スクールガード・リーダーについて、説明する。)

委員長：この件につきましてはどうでしょうか。続きまして、5番の生徒指導上の諸問題、児童虐待に関する調査については後に回したいと思いますので、非公開でいきたいと思います。

7番その他、教育委員会関係職員名簿・事務分担表です。

(事務局より、その他① 教育委員会関係職員名簿・事務分担表について、説明する。)

委員長：この件についてどうでしょうか。また、分担のほうは目を通させていただきたいと思います。よろしいですか。

・その他は他にございますでしょうか。

これから議案につきましては非公開でやりたいと思いますので、傍聴の方は申し訳ございませんが、退席のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

休憩ということでよろしくお願ひします。

(休憩中)

委員長：それでは、再開をしたいと思います。

議題、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）です。説明をお願いします。

(事務局より、承認第1号専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）について、説明する。)

- 委員長：この件についてのご意見はありますでしょうか。ありませんか。専決です。
お諮りします。承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）は承認でよろしいでしょうか。
- 全委員：はい。
- 委員長：承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）は、承認をされました。
- 続きまして、議案第1号 校長職務代理者の発令内申についてです。説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 校長職務代理者の発令内申について、説明する。)

- 委員長：この件について何かありますか。構いませんか。
それでは、お諮りします。議案第1号 校長職務代理者の発令内申について承認でよろしいでしょうか。
- 全委員：はい。
- 委員長：議案第1号 校長職務代理者の発令内申については、承認されました。
- 続きまして、6番の報告事項 生徒指導上の諸問題、児童虐待に関する調査についてです。

(事務局より、報告事項 生徒指導上の諸問題、児童虐待に関する調査について、説明する。)

- 委員長：いろいろとケースがありますが、ご意見をお伺いしたいと思います。
- 委員：母親が支援センターへ行く気がないみたいですが、何か理由があるんですか。
- 事務局：直接、母親と話はしたこともないですが。そういう話があるということを研究所の者が間接的に聞いたということです。
- 委員：この件について、窓口との関わりというものは研究所の中ではないですか。
- 事務局：基本的に窓口の校長先生は自分ところの子どもは自分たちで面倒を見て支援するというようなスタンスで、たくさんの生徒さんを抱えていますけど、みんながフル回転しているような状況です。
- 委員長：その他にはありませんか。よろしいですか。その他の件ありましたら。

(事務局より、その他② 保育所でミルクを付けないようにしてほしい要望について、説明する。)

(なお、委員の意見等については、所長会に報告することとした。)

- 委員長：その他はありませんか。また新しい体制で5月からいくと思います。またよろしくお願いしたいと思います。
- 以上をもちまして、4月の定例教育委員会を閉じたいと思います。

(閉会)

5月の定例委員会予定

平成29年5月12日（金）

委員長 :

署名人 :